

## 北海道公益認定等審議会運営規程

### (趣旨)

第1条 北海道公益認定等審議会（以下「審議会」という。）は、北海道公益認定等審議会条例で定めるもののほか、この規程により運営するものとする。

### (会議)

第2条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員にあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。なお、この場合においては、会長はその結果について次の会議に報告しなければならない。

3 会議の議長は会長とする。

### (審議の中立性・公正性の確保)

第3条 委員は、審議会の権限に属する事項に関し判断の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれのある事情がある場合は、審議会の承認を得て審議及び議決を回避することができる。

2 前項の場合において、委員は、会長に申告するものとする。また、審議会の承認を得て回避した旨を議事録に記録するとともに答申に付記することとする。

### (資料提出その他の協力)

第4条 会長は、相当と認める者に対して、会議への出席を求め、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

### (諮問及び答申)

第5条 審議会に対する諮問は、知事は文書をもって行い、かつ効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2 審議会が知事に対して行う答申及び勧告は、文書をもって行う。

### (議事録の作成)

第6条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題
- (4) 審議経過
- (5) 議決事項
- (6) その他必要な事項

2 議事録は、会議に出席した委員全員の確認を得て作成する。

#### (会議の公開)

第7条 会議は、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）第26条の規定に基づき、同条ただし書きの規定に該当する場合を除くほか、公開するものとする。

2 非公開とする場合には、その理由を別途明示するとともに、議事要旨又は会議結果を公表する。

#### (議事録等の公表)

第8条 会議の議事録及び配付資料（以下「議事録等」という。）は、公表する。ただし、議事録等に北海道情報公開条例第26条ただし書きの規定に該当する情報が記録されている場合は、その全部又は一部を公表しないことができる。

2 非公表とする場合は、その理由を別途明示するものとする。

#### (部会)

第9条 部会は3名以上の委員により構成する。

2 審議会は、知事から諮問された案件その他の案件を部会に付託することができる。

3 部会に付託する案件及び付託する部会は、会長が決定する。

4 部会長は、部会における審議の結果を審議会に報告する。

5 部会の会議には、第2条（第2項を除く。）、第3条、第4条及び第6条から第8条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

#### (事務局)

第10条 審議会の事務局は、総務部行政局法人団体課に置く。

#### (雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項については、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

この規程は、平成20年5月19日から適用する。

この規程の改正は、平成24年4月1日から適用する。

この規程の改正は、平成24年10月10日から適用する。

この規程の改正は、令和3年4月1日から適用する。

この規程の改正は、令和6年4月1日から適用する。

○北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号）（抄）

第 26 条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

〔解釈〕

「会議を公開することが適当でないと認められる」とは、審議の内容が個人のプライバシーや法人等の利害関係等に係るもの又は試験の成績判定等のように、公開することによって、個人や法人等の権利利益が侵害され、又は当該会議の円滑若しくは適正な運営が著しく損なわれると認められること等をいう。

（北海道情報公開条例の施行について（平成 10 年 4 月 1 日北海道総務部長通知））